

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１２項の規定により、奈良県知事等から監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成２９年４月２５日

奈良県監査委員 江 南 政 治

同 齋 藤 信一郎

同 清 水 勉

同 川 口 延 良

平成 2 8 監査年度 第 1 回分

ア 本庁

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措置の内容
知 事 公 室			
秘書課	平成28年 8月8日	資金前渡に係る事務について 交際費及び報償費について資金前渡していたが、前渡資金を銀行口座から出金せず、職員が立替払していた事例が散見された。立替払の支出方法は、地方自治法及び同施行令並びに奈良県会計規則に規定がないので、今後は、適正な支出事務に努めるべきである。 (指摘事項)	地方自治法及び奈良県会計規則に基づき、支出管理の徹底を図り、適正な事務処理に努める。
広報広聴課	平成28年 8月8日	補助金交付に係る事務処理について 補助金の交付において、事業の着手後に補助金交付申請書が提出され、交付決定が行われているものが認められた。 今後は、早期に交付申請や交付決定が行われるよう奈良県補助金等交付規則及び補助金交付要綱に基づき、適正な補助金交付事務の執行に努められたい。 (注意事項)	奈良県補助金等交付規則及び補助金交付要綱に基づき、早期に交付申請や交付決定を行うよう適正な事務処理に努める。
国際課	平成28年 8月8日	補助金の実績報告について 補助金の交付において、事業終了後、交付要綱に定める期限までに事業実績報告書が提出されていないものが認められた。 今後は、補助事業者への指導に努めるとともに、奈良県補助金等交付規則及び補助金交付要綱に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)	奈良県補助金等交付規則及び補助金交付要綱に基づき、事業実績報告の期限内提出など適正な事務処理に努める。
総 務 部			
総務課	平成28年 8月5日	公用車使用中における事故防止について 総務部内において、公用車使用中の事故が認められた。部内各課室及び出先機関に対し、公用車の使用に当たっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるよう十分に指導されたい。 (意見事項)	平成 2 8 年 4 月 1 2 日の部内課長会議において、安全運転の徹底等について、各所属長に対し指示及び周知徹底を図った。

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措置の内容
行政経営課 ファシリティ マネジメント 室	平成28年 7月27日	未収金対策について 未収金対策については、未収金対策推進連絡会議のもと積極的な情報交換や研修会を行うとともに、平成25年度の行政監査（税外未収金等にかかる債権管理について）の結果を踏まえ、平成27年度には「税外債権管理マニュアル」の作成を行うなどの取組が進められているところである。 このような取組等により、未収金はおおむね減少傾向となっているが、一部に依然として増加しているものがある。 未収金の解消は、財政運営上大きな課題であり、全庁的に厳正かつ適正な対応が強く求められることから、更に実効性のあるきめ細かな未収金対策に取り組まれない。 （意見事項）	未収金対策については、「税外未収金に係る債権管理の適正化に関する指針」に基づく事務処理を促すとともに、未収金対策推進連絡会議を四半期ごとに開催し、各債権回収の取組状況について報告を求めた。また、回収困難な債権について弁護士に個別相談を行ったほか、職員の適正な債権管理と回収のノウハウ習得に資するための研修を実施した。さらに、税外債権に共通する法的知識の向上や督促手続の促進を図るため、「税外債権の管理マニュアル」を作成し、配付した。 これに加え、会計管理者が定めた「奈良県債権不納欠損処分基準」が十分に運用されていないことから、債権の整理を進めるため、不納欠損処分を講じることも必要であるとの観点に立って、「税外債権の管理マニュアル（債権整理編）」も作成した。 一方、債務者の納付の利便性を向上するとともに、債権回収の促進を図るため、ＡＴＭ等から口座振込ができる納付方法を整理し、関係所属に導入を促した。 今年度は、高等学校等奨学金の債権管理業務について、弁護士による検証を行い、督促など回収方法の改善に向けた提言を得たところ。これを受けて、業務の改善を図っていくこととしている。 今後も、法的措置の活用や民間活力を導入した回収の推進等、庁内全体で未収金削減に向けた取組を総合的に実施していく。
税務課	平成28年 7月27日	県税に係る未収金の回収について 県税収入については、各県税事務所における目標徴収率の設定や、「奈良モデル」による県職員派遣型協働徴収及びネットワーク型協働徴収などの取り組みを実施し、徴収率及び収入未済額残高の縮減については着実に改善している。 しかしながら、依然として多額の未収金が認められ、また、徴収率においては全国的に低位であることから、今後も税負担の公平性と財源確保の観点から、新たな未収金の発生防止に努めるとともに、引き続き効果的かつきめ細かな徴収対策の推進に努められたい。 （意見事項）	県税の収入未済額の64.9%（平成27年度実績）を占める個人県民税については、平成24年度に設置した地方税滞納整理本部を中心に、県・市町村の一体的な徴収体制の強化に取り組んでおり、「奈良モデル」による県職員派遣型協働徴収やネットワーク型協働徴収など、市町村と県による協働徴収を実施し、徴収強化に努めているところである。また、自動車税をはじめとする県税の徴収対策については、各税事務所において徴収率や未済額の圧縮率等数値目標を設定し、徴収強化に取り組んでおり、特に自動車税については、預金差押を強化する取組や、税務課及び各税事務所が連携して滞納整理に取り組むなど、より積極的に徴収強化に取り組んでいるところである。（平成28年度10月末の自動車税の徴収率（現滞）は昨年度同期比0.4%上昇） 今後も差押え等の滞納処分を早期かつ積極的に行い、税収及び税負担の公平性の確保を図るとともに、全国的に低位である徴収率についてもその向上に努める。（平成28年度10月末の県税全体の徴収率（現滞）は昨年度同期比1.0%上昇）

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措置の内容
地 域 振 興 部			
企画管理室	平成28年 7月21日	公用車使用中における事故防止について 地域振興部内において、公用車使用中の事故が認められた。部内各課室及び出先機関に対し、公用車の使用に当たっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるよう充分に指導されたい。 (意見事項)	部内課長・補佐等との情報共有を図り、安全運転の徹底について注意を行った。 今後も公用車の使用にあたり、安全運転の徹底、車両の適正な管理に努める。
南部東部振興課 移住・交流推進室	平成28年 7月21日	重要物品の報告について 会計管理者への財産調書の提出について、重要物品での登載誤りが認められた。 今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行うべきである。 (指摘事項)	指摘のあった重要物品については全て報告を行った。 今後は複数の者によるチェック等を徹底し、奈良県会計規則及び関係通知に基づいた適正な事務の執行に努める。
うだ・アニマルパーク振興室	平成28年 7月21日	委託契約書の作成時期について 業務委託において、業務完了後に契約書を作成している事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき、遅滞なく契約書を作成し、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項) 自動販売機の設置に係る使用料の徴収について 自動販売機の設置に係る使用料について、併設されているゴミ箱の面積が算入されていなかったため、使用料を過少に徴収していた。 今後は、実態に合う設置許可及び使用料の徴収に努められたい。 (注意事項)	適正な時期に確実に事務処理できるように、月2回室内で行われる進捗会議において、事業の進捗状況を室全体で把握し相互チェックと情報共有体制の強化を図った。 平成28年度より、実態に即して併設ゴミ箱の設置面積も含め、自動販売機の設置許可及び使用料の徴収を行った。 引き続き、奈良県立都市公園条例に基づき、実態に即した設置許可及び使用料の徴収に努める。
文化振興課	平成28年 7月21日	重要物品の報告について 会計管理者への財産調書の提出について、重要物品での登載誤りが認められた。 今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行うべきである。 (指摘事項) 実行委員会負担金に係る変更承認申請等について イベント等の開催経費に係る実行委員会への負担金の交付において、負担金交付要綱に規定する変更の承認手続が行われていない事例が認められた。 また、負担金の額の確定において、その一部を繰越金として翌年度に執行することを認めている事例が認められた。 今後は、要綱に基づき、負担金交付に係る手続の適正化に努めるとともに、県負担金の繰越を認めるのであれば、要綱上の根拠の明確化を図られたい。 (注意事項)	監査事務局からの指摘があった後、速やかに重要物品の財産調書の修正を行った。 今後、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行うよう努める。 今後は、負担金交付要綱に基づき、実施計画に変更が生じた場合は、速やかに経費の配分変更の手続きを行うとともに、額の確定においては要綱に基づき、負担金の適正な履行確認に努める。

部局及び所属名		実施年月日	監 査 結 果	措置の内容
観 光 局	文化資源活用課（旧ならの魅力創造課分）	平成28年 5月26日	委託契約書の作成時期について 業務委託において、業務完了後に契約書を作成している事例が認められた。今後は、奈良県契約規則に基づき、遅滞なく契約書を作成し、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項) 公金外現金の取扱いについて 県立美術館で開催された展覧会において、物販事業者からならの魅力創造課が委託を受けて販売した図録等の販売手数料の額と、販売代金を管理する同課の通帳の精算時残高が一致しない事例が認められた。 また、同課は、図録等を販売・管理する美術館との間で、売上金や商品管理に関する取決めを明確にしていなかった。 公金外現金は、公金同様の透明性の確保や事故防止への注意義務が求められることから、その取扱いについて、今後は取扱基準等を定めるとともに、管理体制の一層強化に努められたい。 (注意事項)	今後、同様の事案が発生することがないよう、今回の事案を共有し、注意喚起を行った。 また今後は、業務担当を複数人にしてチェック機能を強化するなど、適正な時期に確実に事務処理するように努める。 精算時における販売手数料額と、通帳残高の不一致については、その後の調査において一致することが確認できた。 今後、展覧会等同様の事務を行う際には、事前に売上金等の取扱基準を定めるとともに、日々の台帳と通帳の突合、複数人によるチェックなどを行い、再発の防止に努める。
	教育振興課	平成28年 7月21日	委託契約書の作成時期について 業務委託において、契約書の作成が遅延した事例が認められた。今後は、奈良県契約規則に基づき、遅滞なく契約書を作成し、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)	今後、同様の事案が発生することがないよう、職員へ注意喚起を行うとともに、複数人で対応することにより、適正な時期に作成するよう努める。
	観光プロモーション課（旧観光産業課分）	平成28年 5月26日	支出科目及び資金前渡の精算について 電車乗車券の購入代金の支払において、役務費で執行すべきところを誤って旅費で執行していた事例が認められた。 また、前渡資金の精算が完了していない者に対し、重ねて資金の前渡を行っていた。 今後は、適正な科目で支出するとともに、奈良県会計規則及び関係通知等に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)	今後は、上司及び担当者の複数による内容精査、確認を徹底することとした。 再発防止のため、会計局による研修に参加し、予算の適正執行に努めている。

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措置の内容
健康福祉部 地域福祉課 監査指導室	平成28年 6月7日	生活福祉資金貸付金に係る償還未済金の回収指導について 前年度に引き続き、社会福祉法人奈良県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付金に多額の償還未済金が認められた。 コールセンターによる電話催告の強化、定期的な訪問による計画償還や早期納付の指導など、債権回収及び未収金の発生防止に取り組んでいるところであるが、依然として未収金は増加している。 前回の監査においても意見をつけたところであるが、個々の債権回収の可能性を評価したうえで、より一層、債権の保全及び回収促進に努めるよう厳正な指導を徹底されたい。 (意見事項)	県社会福祉協議会では、生活福祉資金の償還未済金の早期回収に向けて、コールセンターにおいて、特に償還開始の者及び滞納3月以内の者を中心に電話による自主的納付の呼びかけを行い、返済の意識づけと長期未納化防止とともに、昨年度から、長期滞納世帯への架電及び夜間架電の拡大と早朝、休日架電にも重点的に取り組むなど、回収に努めている。 その取り組みに加え、今年度から新たに夏期の早朝架電の回数を増やすほか、長期滞留債権に分類された債権について、重点的に債務者の状況調査を行い、世帯の状況を把握し、個々の状況に応じて、債権回収の強化に努めている。 また、債権回収や滞納防止に向け、市町村社会福祉協議会の生活福祉資金担当者を対象とした研修会を開催するほか、定期的に市町村社会福祉協議会、民生児童委員と共に世帯訪問を行うなど、計画償還と早期納付を促進するため指導を実施している。 さらに、昨年4月からは、生活困窮者自立支援制度を活用して、滞納者の自立支援に向けた取り組みも行うとともに、これまで貸付案件の審議が中心であった生活福祉資金運営委員会において、償還状況についての審議を充実させている。 今後も引き続き、さらなる債権回収や滞納防止に向け、より一層対応策を講じるよう指導していく。
こども・女性局 こども家庭課	平成28年 5月12日	児童措置費負担金に係る未収金の回収について 児童措置費負担金において、多額の未収金が認められた。不納欠損処分による債権整理の結果、その残高は対前年度比で減少しているが、これを除くと実質的に増加している。 今後も、こども家庭相談センターとの連携を密接にとりながら、債務者間の公平性の確保、法の厳格な執行の観点から、引き続き一層の収納促進に努めるべきである。 (指摘事項)	今年度は児童措置費負担金の未納者に対し、現在の滞納状況及び至急に納付を求める「催告状」を2回発送することとしており、現在1回目を発送し、分納申出等への対応を行っている。また、未収金の発生を防止するため、保護者に対する措置時の負担金説明を十分行うとともに、新規滞納者にはこども家庭相談センターと連携し、電話等による収納促進に取り組んでいる。 今後一層、納付督促の方法の工夫やこども家庭相談センターとの連携のもと、収納の促進に努める。

部局及び所属名		実施年月日	監 査 結 果	措置の内容
			母子、父子及び寡婦福祉資金貸付金に係る償還未済金の回収について 母子、父子及び寡婦福祉資金貸付金に、多額の償還未済金が認められた。その残高は対前年度比で減少しているが、今後も、新たな償還未済金の発生防止に向けた取組や文書・電話による督促による回収など、これまでの取組を一層積極的に進め、回収促進に努められたい。 (意見事項)	償還未済金については、「奈良県母子寡婦福祉資金貸付金債権管理マニュアル」に基づく督促や債権回収の外部委託等を実施。サービサーからの働きかけによって、県からの督促に応じなかった債務者から償還されている。今年度は、分納納付を滞納しがちな債務者に対し、夜間・土・日曜日も含めた訪問による償還指導を実施した。引き続き、悪質滞納者に対する法的措置（支払督促）も視野に入れた償還指導や催告を強化し、今後一層、関係機関との連携のもと、収納の促進に努める。
医 療 政 策 部				
	病院マネジメント課 新総合医療センター建設室	平成28年 7月25日	公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払について 公用車の購入に係る自動車損害賠償責任保険料において、購入日後の支出が認められた。 自動車損害賠償責任保険料の後払は、業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、支出については適正に処理されたい。 (注意事項) 公有財産（出資に係る権利）に係る台帳登載について 所管する出資に係る権利について、公有財産台帳に登載されていないものが認められた。 今後は、公有財産台帳の整備は、奈良県公有財産規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)	公用車の自賠責保険料の支払については、前金払いを徹底する。 今後は奈良県会計規則をはじめ各関係法令、規程及び通知に基づき適正な事務処理に努める。 指摘を受けた出資に係る権利については、指摘後、公有財産管理システムへの登録をおこなった。 今後は奈良県会計規則をはじめ各関係法令、規程及び通知に基づき適正な事務処理に努める。
	病院マネジメント課	平成28年 7月25日	賃貸借契約に係る会計書類等の引継ぎについて 医療機器の賃貸借契約に係る会計書類等について、所在不明のものが散見された。県立五條病院の閉院後、奈良県病院事業費特別会計に関する事務は病院マネジメント課に引き継がれている。これら引継書類等の再確認を行うとともに、文書管理の適正化に努めるべきである。 (指摘事項) 【旧五條病院の監査での指摘事項】	指摘を受けた賃貸借契約に係る会計書類については、指摘後に大部分について所在等の確認が行われ、改めて引き継ぎを受けたところ。 一部、未確認の書類は、現在改修中の五條病院内に保存しているとの報告を受けており、改修工事終了後に、書類の確認作業が実施された後に、改めて引き継ぎを受ける予定としている。

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措置の内容
暮らし創造部 青少年・社会活動推進課 (旧青少年・生涯学習課分)	平成28年 5月13日	資金前渡の精算について 使用料及び賃借料(会場使用料)の資金前渡において、精算が完了していない者に対し、重ねて資金の前渡を行っていた。 今後は奈良県会計規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)	資金前渡の事務処理について、改めて注意喚起を行った。 今後一層、奈良県会計規則に基づき、適正な事務の執行に努める。
景観・環境局 廃棄物対策課	平成28年 4月25日	公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払について 公用車の継続自動車検査受検に係る自動車損害賠償責任保険料において受検日後の支出が認められた。 自動車損害賠償責任保険料の後払は、業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、支出については適正に処理されたい。 (注意事項)	平成28年度支払いについては、適正に前払いを行った。 今後は、奈良県会計規則をはじめ各関係法令、規程及び通知に基づき適正な事務処理に努める。
産業・雇用振興部 地域産業課	平成28年 5月11日	入札予定価格の算定について 委託業務に係る一般競争入札において、入札予定価格が積算誤りにより、過大に算定されている事例が認められた。 入札結果に影響は無かったが、今後は、予定価格の算定金額に誤りの生じないようにチェックを徹底するなど、適正な事務処理に努めるべきである。 (指摘事項)	今回の誤りは表計算ソフトにおいて、間違った計算式を入力したことにより起こったものであるため、正しい計算式に修正した。 さらに、今後このようなことがないように、複数の職員が歩掛かりから積算まで検算を行うことにより、チェック体制を強化した。

部局及び所属名		実施年月日	監 査 結 果	措置の内容
			中小企業高度化資金貸付金等に係る償還未済金の回収について 中小企業高度化資金貸付金、中小企業店舗高度化資金貸付金及び小規模企業者等設備導入資金貸付金の償還未済金については、不納欠損処分に基づく債権整理、電話、訪問及び文書での督促による債権回収の結果、その残高は対前年度比で減少したものの、依然として多額である。 今後とも、新たな償還未済金の発生を防止するとともに、引き続き債権の保全及び回収に積極的に取り組むことにより、償還未済金の縮減に努められたい。 (意見事項)	新たな償還未済金の発生を防止するために、新規貸付があれば、協調融資を行う中小企業基盤整備機構も参加した厳正な審査を実施している。また、正常償還先については、毎年決算書の提出を求めるなど状況把握を行い、約定どおりの償還が困難となった場合には、債務者に寄り添いモニタリングをしながら、コンサルティングを通じて経営改善を促しつつ回収を図っている。 債権の保全については、不動産登記簿や固定資産評価証明書等を入手し、サービサーによる主債務者及び連帯保証人の資産調査結果や担保物権の不動産鑑定調査結果と比較し、資産状況に変動がないか確認を行い、債務者の返済能力の把握に努めている。 また、償還未済金の回収にあたっては、民間金融機関で債権管理業務を経験した者を平成23年度より1名、平成24年度よりさらに1名嘱託職員として雇用し延滞債権の回収強化を図っており、貸付先の生活実態や資産状況等の情報を把握しつつ、平成25年6月からは主債務者のみならず連帯保証人に対しても請求を行っている。さらに、これらの債務者に対する法的措置も視野に入れながら督促にあたっており、これらの取り組みの結果、連帯保証人からの返済実績も出てきている。 また、少額返済を続けている連帯保証人には、近年特に繰り返し訪問し、資産状況等を見ながら、返済金額の増額を促しているところ。
	産業振興総合センター	平成28年 3月24日	物品購入契約書の作成時期について 物品購入において、納品後に契約書を作成している事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき、遅滞なく契約書を作成し、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)	契約書作成が必要な物品購入について、担当部署ごとに進捗管理を徹底し、契約成立時に契約書作成をしている。 今後も、奈良県契約規則に基づき適正な事務の執行に努める。
農 林 部				
	企画管理室	平成28年 7月11日	公用車使用中における事故防止について 農林部内において、公用車使用中の事故が認められた。部内各課室及び出先機関に対し、公用車の使用に当たっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるよう充分に指導されたい。 (意見事項)	農林部所属長会議において、部内各所属に対し、各職員が公用車の安全運転を心がけ、車両の適切な管理に努めるよう、指導を行った。 また、部内各課長及び各農林振興事務所長あてに「公用車使用中における事故防止等について」（農林部長通知）により、文書による注意喚起を行った。

部局及び所属名		実施年月日	監 査 結 果	措置の内容
	マーケティング課	平成28年 7月8日	行政文書の適正な管理について 委託料の支出において、支出負担行為決議書等の関係書類の所在が確認できないものが認められた。 今後は、奈良県行政文書管理規則に基づき、適正な文書管理に努めるべきである。 (指摘事項)	行政文書管理規則に基づいた分類・作成・保存を行い、決裁途中においては、文書の所在を適宜記録簿へ記入することにより、適正な文書管理を行っている。
	農業経済課	平成28年 7月11日	資金前渡に係る現金出納簿の作成について 公共料金に係る資金前渡において、資金前渡職員が備えるべき現金出納簿が作成されていなかった。 奈良県会計規則に基づき、現金出納簿を作成し、適正な現金の管理を行うべきである。 (指摘事項)	奈良県会計規則に基づき、公共料金専用の現金出納簿を作成し、処理を行っている。
	畜産課	平成28年 7月8日	公有財産の台帳登載について 前回の監査において、土地の取得に伴う公有財産台帳への登載について、面積誤りが判明したが、適正な修正が行われていなかった。 今後は、奈良県公有財産規則及び関係通知に基づき、チェックを徹底するなど適正に処理すべきである。 (指摘事項)	公有財産台帳に登録誤りのあった公有財産については、修正登録したところであり、今後は課内のチェック体制を強化し、奈良県公有財産規則及び関係通知に基づき適正な処理に努める。
	担い手・農地マネジメント課	平成28年 7月11日	補助金の交付誤りについて 補助金の交付において、補助要件に該当しないにもかかわらず補助金を交付したため、補助事業者から返還された事例が認められた。 今後は、奈良県補助金交付規則及び補助金交付要綱に基づき、適正に処理されたい。 (注意事項)	補助金の交付にあたっては、申請書類を十分に確認するとともに、奈良県補助金交付規則及び補助金交付要綱に基づき適正な事務執行に努める。
	農村振興課	平成28年 7月8日	資金前渡に係る現金出納簿の作成について 公共料金に係る資金前渡において、資金前渡職員が備えるべき現金出納簿が作成されていなかった。 奈良県会計規則に基づき、現金出納簿を作成し、適正な現金の管理を行うべきである。 (指摘事項)	奈良県会計規則に基づき、現金出納簿を整理するとともに、事務簡素化の観点から平成28年度からは、請求書による振込み支払に変更した。
県土マネジメント部		平成28年 7月15日	公用車使用中における事故防止について 土木事務所において、公用車使用中の事故が認められた。 部局内各課室及び出先機関に対し、公用車の使用に当たっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるよう十分に指導されたい。 (意見事項)	部内各課室長及び出先機関の長に対し、文書通知にて具体的な事例を踏まえた注意喚起を行い、公用車の安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるよう周知徹底した。
	企画管理室 (収用委員会事務局)			

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措置の内容
まちづくり推進局			
奈良公園室	平成28年 7月22日	公有財産の台帳登載について 所管する土地について、公有財産台帳に登載されていないものが認められた。 奈良県公有財産規則に基づき、早急に登載すべきである。 (指摘事項)	公有財産台帳への登載処理済み。
住まいまちづくり課（旧住宅課）	平成28年 7月22日	県営住宅に係る水道料金の未収金の回収について 一部の県営住宅では、入居者が利用する水道料金について県が入居者から集金し、市水道局に支払うこととされているが、毎年未収金が発生しており、平成27年度においても未収金の増加が認められた。 今後も一層、県営住宅管理事務所及び指定管理者と連携を図り、未収金の発生防止及び収納促進に努められたい。 (注意事項) 県営住宅使用料等の未収金の回収について 県営住宅使用料、明渡請求後の住宅損害金及び入居者負担修繕費において、未収金の増加が認められた。 滞納者に対する明渡訴訟や強制執行などの法的措置、債権回収の民間委託等、指定管理者等と連携し収納対策を講じられているが、今後も一層、新たな未収金の発生防止及び収納の促進に努められたい。 (注意事項) 現金出納簿の例月検査について 資金前渡職員が備える現金出納簿について、所属長の例月検査が行われていなかった。 今後は、チェック体制の充実を図り、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)	水道料金の未収金については、指定管理者が毎月団地集会所に赴き、現地出張窓口を設けて徴収に努めるとともに、滞納者に対し文書での督促を行っているところ。 また、本来、水道料金は、各水道事業者が入居者から直接徴収すべきものであるとして、奈良市、大和郡山市及び天理市へ入居者からの直接徴収の要望書を提出したが、各市より、条例等の取り決めにより要望に応えられない旨等の回答があったところ。 今後も、指定管理者、県営住宅管理事務所に加え、水道事業者とも協力しながら、未収金の回収に努める。 県営住宅使用料及び県営住宅敷地使用料については、その納付を確実にするために、口座振替払いを促進するとともに、口座引き落としが不能であった者や直接払いを行う者に対しては、現地における収納窓口の開設、戸別訪問による納付指導を行い、収納率の向上を図っているところ。 入居者負担修繕費及び明渡請求後の住宅損害金についても、退去時点や訴訟和解時点での納付指導の強化に取り組んでいるところである。 また、退去滞納者に対する債権回収については、平成25年度から弁護士への委託に変更し、少しずつ成果が現れつつあることから、今後も、効果的な回収のため委託を行う予定である。 なお、入居者に対する滞納の事前防止に効果があるものとして、県営住宅における管理運営の適正化に向けた家賃滞納者への督促、明渡等請求訴訟及び強制執行による取り組み等を公表している。今後も継続して公表することで、効果的な滞納の解消を図っていく。 現金出納簿の例月検査については、適正な検査を行うよう改善したところ。今後も適正な事務執行に努めていく。

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措置の内容
教 育 委 員 会			
福利課	平成28年 8月2日	土地の貸付について 教職員住宅の敷地内に配電用支持物（電柱）が設置されているにもかかわらず、貸付契約を締結せず、使用料を徴収していなかった事例が認められた。 今後は、奈良県公有財産規則に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、チェック体制の強化を図られたい。 （注意事項）	当該教職員住宅敷地内の当該配電用支持物（電柱）については、平成27年4月より貸付契約の締結を行い、改善を行っている。 今後も、奈良県公有財産規則に基づき、適正な事務執行を行っていく。
学校支援課	平成28年 8月1日	奨学資金貸付金等の償還未済金の回収について 新規の貸付が終了している高校奨学資金貸付金、大学奨学資金貸付金及び高等学校全日制課程等修学奨励金について、償還未済金の増加が認められた。また、上記3つの貸付金に代わって創設された修学支援奨学金及び育成奨学金についても、償還未済金の増加が認められた。 文書や訪問による督促・催告、外部委託、収納方法の拡充などにより、未収金の回収に努められているところであるが、今後も新たな未収金の発生防止と既に発生している未収金の縮減に向け、実態に即した効果的な取組を適宜導入し、更に実効性のある未収金対策に取り組まれたい。 また、資格を喪失しているにもかかわらず、学校からの異動届等の遅延により、過払いとなった事例が認められたことから、異動に係る速やかな報告を指導するとともに、継続支給時における資格確認を徹底されたい。 （指摘事項）	奨学資金貸付金の償還未済金については、従来より滞納者への休日を含む訪問督促や返還相談会（県内16会場）の実施、さらに、所在不明や県外等で回収が困難な債権及び現行奨学金返還者のうち直近3年間返還のない債権について債権回収委託を実施し、また、文書催告のやり方を工夫する等により、収納率の向上に努めたい。 また、特に、修学支援奨学金・育成奨学金については、返還未済金を増加させないため、平成25年度より、口座振替可能な金融機関を1行から5行に増やし、返還の利便性向上と収納率の向上を図っている。 今後は、貸与申請、貸与終了前等に貸与終了後の返還への意識付けによる、未収金の発生を未然に防止する取組や、未収金回収業者への委託対象の精査と長期継続契約の実施、さらに、口座振替対応金融機関を拡大し、口座振替利用者の増加を図り、返還の利便性の向上と納付機会を拡大し、引き続き着実な償還未済金の回収に努めたい。 奨学金の過払いについては、各学校担当者へ異動時の速やかな報告を注意喚起するとともに、奨学金支給時に在籍確認を実施し、過払い金の発生を最小限とする取組を徹底したい。

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措置の内容
		高等学校授業料の未収金の回収について 高等学校の授業料については、平成26年度以降無償化制度は廃止されたものの、高等学校等就学支援金が支給されているにもかかわらず、未収金の大幅な増加が認められた。 未納となっている授業料等の徴収事務は、校長が納入義務者に対し、未納が解消されるまで継続して行うものとなっている。 県教育委員会は、該当校における「奈良県立高等学校授業料及び入学金徴収事務取扱要綱」に基づく徴収事務の実施状況を把握したうえで、取組が不十分な学校に対する指導を徹底されたい。特に、新たな未納者に対しては、初期における重点的な納付指導を徹底する旨、強く助言・指導を行うべきである。 (注意事項) 県立学校における自動販売機の設置者の選定について 県立学校に設置されている自動販売機は、現在、公募を行うことなく使用許可されているが、他部局においては、歳入の確保、公平性・透明性の確保の観点から、公募が進められている。 県立学校に設置されている自動販売機についても、早急に実情についての調査・検討を行い、公募を実施するよう検討されたい。 (意見事項)	高等学校授業料の未収金については、適正な管理を行うために、未収額のある県立高等学校の授業料担当者と、督促や法的措置、不能欠損処理等について、理解を深めて適正な債権管理が行えるよう、状況確認、情報提供、個別相談等を実施している。しかし、取組の十分でない学校があることから、各学校から定期的に未収金への取組等の現況報告を実施し、個別相談等を充実させ、適正な債権管理を図り、引き続き未収金の回収に努めたい。 学校における自動販売機は、生徒の福利厚生はもとより、夏期における生徒の健康保持等を目的としてPTAが設置しているものであり、庁舎等に設置されている自動販売機とは設置の目的が異なることから、公募制の導入により、値上げや自動販売機の撤収といった事態が起こることは避けなければならない。 また、多くの学校においてPTAが購買や食堂とともに自動販売機の設置運営をしており、自動販売機の黒字で購買等の赤字を補填するなど、一体的な運営を行っている。そのため、自動販売機の公募制導入により、購買や食堂が閉鎖に追い込まれることも予想されるところである。 学校における自動販売機には上記のような特殊性があるため、慎重な対応が求められているが、県全体で自動販売機の公募制の導入を進める中、教育委員会としても課題として認識しているところである。今後とも、生徒または保護者の負担を増加させないことを第一として、公募制導入についての検討を続けたい。

部局及び所属名		実施年月日	監 査 結 果	措置の内容
教職員課		平成28年 8月2日	通勤手当の認定について 公立の小・中学校に勤務する職員の通勤手当について、抽出により関係書類を調査した結果、認定誤り等により7件の過払いが認められた。 支給要件等について、職員への一層の周知徹底を図るとともに、既に認定されているものについても、適正なものであるかどうか、定期的に検証するなど、適正な認定事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)	7件の認定誤りによる過払いについては、全て誤りが生じた時点に遡及し戻入済み。 通勤手当の適正な認定が行われるよう、また認定後も随時見直しを行うよう、これまで指導を行ってきたが、今回の監査結果を踏まえ、あらためて通勤手当認定事務の適性化を図るため、全校を対象とした通勤手当実態調査を実施しているところ。 また、校長会や学校事務職員を対象とする説明会においても、支給要件及び認定後の状況変化等の確認の実施について周知済み。 引き続き各学校での定期的な検証を促し、適正に通勤手当が支給されるよう努めていく。
	警察本部	平成28年 8月5日	公用車使用中における事故防止について 警察本部において、公用車使用中の事故が認められた。 また、警察本部各課及び各警察署全体での事故件数は前年度に比較して減少しているものの、なお、多くの事故が見られることから、引き続き、自動車事故防止に向けて職員への安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるよう十分に指導されたい。 (指摘事項)	職員に対して安全運転意識の徹底を図ったうえ公務の内外を問わず奈良県民の模範となるよう率先して交通法規を遵守し、交通事故を未然に防止するためのきめ細やかな取組を着実に推進する。 なお、現在、加害交通事故の発生原因を報告させ、加害交通事故を起こした職員本人に根本原因を自覚させるとともに、発生原因を組織的に把握・分析することにより、事故の発生を未然に防止させる取組を行っている。

イ 出先機関

部局及び所属名		実施年月日	監 査 結 果	措置の内容
知事公室		平成28年 2月26日	所得税の源泉徴収について 報償費及び旅費の支給に係る源泉徴収について、所得税法の適用を誤ったため、徴収税額に過不足が生じている事例が認められた。 今後は、所得税法の適用について、十分に留意されたい。 (注意事項)	所得税源泉徴収チェックシートを作成し、チェック体制を強化した。 今後も適正処理に努めたい。
	消防学校			

部局及び所属名	実施年月日	監査結果	措置の内容
地域振興部 檀原文化会館	平成28年 2月24日	支出科目について イベント開催に係る講師招へい費用の支払において、委託料で執行すべきところを誤って報償費で執行していた事例が認められた。 今後は、適正な科目で支出すべきである。 (指摘事項) 委託業務完了前の支払について 業務委託において、履行の完了時期を誤って、業務が完了する前に委託料の全額を支払っていた事例が認められた。 今後は、地方自治法及び奈良県会計規則等に基づき、委託業務の完了を確認のうえ支払を行うべきである。 (指摘事項)	監査事務局から指摘があった後、更正処理を実施した。 今後は、支出事務の執行にあたって、奈良県会計規則に基づき適正な事務執行に努める。 今後は、複数人による書類確認など、チェック機能の強化を図り、奈良県会計規則に基づき適正な事務執行に努める。
檀原考古学研究所	平成28年 2月24日	契約書の作成時期及びかい長への事務の委任の範囲を越えた契約について 業務委託及び賃貸借契約において、契約書の作成が遅延した事例が認められた。また、かい長に委任された範囲を越えて契約を行っている事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努めべきである。 (指摘事項) 資金前渡に係る事務について 公共料金に係る資金前渡において、誤って資金前渡を重複して行い、不要となった資金前渡金をその年度内に戻入して精算をしないまま、翌年度に過年度分として戻入していた事例が認められた。 今後は、内部のチェック体制の整備を図り、奈良県会計規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項) 内部統制の強化・充実について 前回の監査において、内部統制の充実について意見をつけたところであるが、今回の監査においても、契約事務、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。 事務の執行に当っては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (注意事項)	今後は、契約事務の進捗管理を実施し、適正な時期に確実に事務処理をするとともに、複数の職員が協議し、契約内容、契約締結権限等について、関係法令の確認を行い、同様の事案が発生することがないように努める。 今後は、複数の職員によるチェックを実施するなど、内部のチェック体制の整備を図り、同様の事案が発生することがないように努める。 適正な事務処理を確保するよう、職員に対する一層の指導監督を行った。 今後は、内部のチェック体制の整備を図り、事務処理に誤りがないように努める。

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措置の内容
図書情報館	平成28年 2月24日	支出科目及びかい長への事務の委任の範囲を越えた契約について イベント開催に係る出演者派遣費用の支払において、役務費で執行すべきところを誤って報償費で執行していた事例が認められた。 また、かい長に委任された範囲を越えて契約を行っている事例が認められた。 今後は、適正な科目で支出するとともに、奈良県契約規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項) 公衆電話のダイヤル通話料の委託管理について N T Tから委託を受けた公衆電話のダイヤル通話料（硬貨利用分）の回収事務において、当該公衆電話から回収した利用料金からN T Tに支払うべきところを誤って県の予算から支払っていた事例が認められた。 今後は、関係通知に基づき、適正な事務処理に努められたい。 (注意事項) 傷害保険の加入時期について 図書館ボランティアに係る傷害保険について、傷害保険の始期がボランティアの活動開始日より後になっていた。活動中の怪我等に備えるための保険であることから、今後は、適時に加入手続を行われたい。 (注意事項) 内部統制の強化・充実について 前回の監査において、内部統制の充実について意見をつけたところであるが、今回の監査においても、契約事務、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。 事務の執行に当っては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (注意事項)	今後はこのようなことのないよう、複数の職員が協議し、契約内容、契約締結権限等について、関係法令の確認を行うなど、契約業務の適正な執行に努める。 集金後に支払を行うよう手順を改め、今後、同様の事案が発生することがないように努める。 今後は、速やかに支払い手続を行うと共に、ボランティアの活動開始日はボランティア保険加入後となるよう調整することで、同様の事案が発生することがないように努める。 事務の執行に際しては関係法令や諸規定類の確認を徹底し、特に指導のあった点は事務処理方法の確認や見直し、書類作成時の内容、添付書類、日付、印鑑の確認等に関し職員への指導を徹底する。また、決裁過程におけるチェック体制の一層の強化充実に努める。

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措置の内容
健 康 福 祉 部			
中和福祉事務所	平成28年 2月25日	生活保護費返還金等に係る未収金の回収について 生活保護費返還金等において、未収金の増加が認められた。 今後も、電話、訪問等により、未収金の回収及び適切な債権管理に努めるべきである。 (指摘事項)	生活保護費返還金等の未収金の発生を未然に防止するため、全ての被保護世帯に対する、収入申告の義務、過払いとなった場合の返還の必要性の周知、就労の可能性がある高校生に対する、本人向けの啓発文書配付等の実施について徹底を図る。 また、不実の申請その他不正な手段により保護を受給した場合の徴収金(生活保護法78条債権)については、被保護者の日常生活の維持を図りつつ、生活保護費を交付する際の徴収を活用することにより、積極的に回収に努める。 生活保護費返還金等の未収金が発生した者に対しては、債権管理マニュアルに基づき、督促状や催告書を送付するほか、電話や訪問等による納付指導の強化を図る。 なお、滞納が発生している世帯については、生活困窮者等が多いことから、滞納理由や生活状況等について調査を行い、経済状況に応じた納入指導を行うなど、個別事情を考慮した債権回収策を講じる。 また、過年度債権について、督促等にも関わらず未回収のまま時効成立した債権の不納欠損処理を行うなど、適切な債権管理に努める。
医 療 政 策 部			
郡山保健所	平成28年 4月28日	統計調査に係る調査員報酬の不適正支出等について 国立社会保障・人口問題研究所の委託を受けて実施した第15回出生動向基本調査において、架空の調査票を作成し、調査に従事していない調査員に対して報酬を支払うとともに、調査の協力者へ配布する物品を処分していた。 今後は、厳格な内部のチェック体制の整備を図り、かかる事例の再発防止に努めるべきである。 (指摘事項)	再発防止のため、調査に関する業務の進捗状況、実施手順を課内で情報共有するため実施マニュアルを作成した。 このマニュアルにより全体スケジュールの把握、進捗状況の管理の徹底を図るとともに実施手順を加え、段階的に業務に取り組むことができるよう記載した。 調査関係資料等の調査員への収受については、受渡簿により調査員と担当者で相互に内容を現物照合で確認。所属長決裁を得て県所管課に提出し、確認を得ている。
精神保健福祉センター	平成28年 4月28日	委託業務の履行確認等について 業務委託において、検収調書の未作成など履行確認が充分でないもの、変更契約をせず履行期限を延長したもの等適正を欠く事例が散見された。 今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)	今後の業務委託における履行確認は検収調書により内容を精査し、確実にを行い、履行期限の延長が必要となる場合には速やかに変更契約を締結するなど、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な会計事務執行に努める。

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措置の内容
くらし創造部 消費生活センター	平成28年 2月25日	資金前渡に係る事務について 公共料金に係る資金前渡において、誤って口座振替後に支出したことにより振替不能が発生していた。 今後は、内部のチェック体制の整備を図り、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)	公共料金に係る資金前渡については、起案時及び決裁時に請求書の引き落とし予定日の確認を徹底して行い、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努めたい。
産業・雇用振興部 高等技術専門学校	平成28年 1月28日	委託契約の履行確認について 業務委託契約において、履行確認が不十分なまま委託金額を支払っている事例が認められた。 今後は、契約書に基づく必要書類の確認を徹底するなど、適正な履行確認に努めるべきである。 (指摘事項)	業務委託内容の履行状況は、各種報告書等により確認しているが、支払い時の業務委託契約全体の履行確認について、契約書等に基づく必要書類の確認を管理監督者の決裁とする等、関係法令、契約書等に基づく適正な事務執行を行う。
農 林 部 中央卸売市場	平成28年 4月28日	公有財産の台帳登載について 取得した工作物について、公有財産台帳に登載されていないものが認められた。 奈良県公有財産規則に基づき、適正に処理されたい。 (注意事項)	指摘を受けた工作物については、公有財産管理システムへの登録を行った。 今後は、内部チェックを徹底し、奈良県公有財産規則に基づく適正な事務の執行に努める。
まちづくり推進局 奈良公園事務所	平成28年 4月28日 平成28年 7月19日	公有財産等の所属替について 所属替となった公有財産及び備品について、引継及び公有財産異動等報告等を行わなかったため、引継先所属において公有財産台帳及び備品管理簿が整備されていない事例が認められた。 奈良県公有財産規則、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、早急に引継を行い、適切な財産管理をすべきである。 (指摘事項) 【奈良春日野国際フォーラムの監査での指摘事項】 委託契約書の作成時期について 業務委託において、業務完了後に契約書を作成している事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき、遅滞なく契約書を作成し、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)	所属替となった公有財産及び備品については、引継及び公有財産異動報告等を行ったところであり、今後は奈良県公有財産規則及び奈良県会計規則に基づき、適切な財産管理に努める。 委託契約書の作成について、今後は、奈良県契約規則等を遵守し、遅滞なく契約書を作成し、適正な契約事務に努める。

部局及び所属名		実施年月日	監 査 結 果	措置の内容
			内部統制の強化・充実について 前回の監査において、内部統制の強化について意見をつけたところであるが、今回の監査においても、契約事務、支出事務等について不適正な事務処理が散見された。 事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の確実な整備に取り組むべきである。 (注意事項)	契約事務及び支出事務等の執行にあたっては、関係法令や規則、通知等に基づいた処理を行っているか再確認を行うとともに、各決裁課程において、複数の職員によるチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努める。
	奈良春日野国際フォーラム	平成28年 4月28日	報償費の支出について 土地の使用貸借において、支出の理由等が明確でない謝礼を支払っている事例が認められた。 今後、支出する際にはその必要性等を明確にして適正な執行に努められたい。 (注意事項)	本件については、土地使用貸借に対して、謝礼を支払っていたものである。 今回の注意を受けて、相手方と協議を行い、謝礼授受は不要との判断をいただき、今後は同件の支出は行わないものとした。 今後、報償費の支出については、必要性を明確にし、適正な執行に努める。
教 育 委 員 会				
	山辺高等学校	平成28年 1月27日	委託契約書等の作成時期について 工事及び業務委託において、業務完了後に契約書を作成している事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき、遅滞なく契約書を作成し、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)	委託契約書の作成について、今後は、奈良県契約規則等を遵守し、適正な契約事務に努める。委託相手方、内容等が決定すれば、遅滞なく契約を締結する。
	高田高等学校	平成28年 2月10日	行政財産の使用料について 行政財産の使用許可に係る使用料について、徴収していない事例が認められた。 今後は、奈良県行政財産使用料条例及び同施行規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項) 委託契約書に定める提出書類について 業務委託において、契約書及び仕様書で定める月次計画書を委託業者から提出させていない事例が認められた。 今後は、契約書及び仕様書に基づき、必要な書類の提出を求め、委託業務の適正な執行に努められたい。 (注意事項)	今年度分より使用料を計算し、徴収している。今後は、条例及び規則に基づき、適正な事務の執行に努める。 今年度より、委託業者に月次計画書の提出をさせている。今後は契約書に基づき、適正な執行に努める。
	法隆寺国際高等学校	平成28年 2月10日	重要物品の管理について 処分済みの重要物品について、財産調書及び備品管理簿の整理を怠っている事例が認められた。 今後は、重要物品の報告及び備品管理簿への登載（記載）について、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正に行うべきである。 (指摘事項)	指摘を受けた重要物品について、財産調書及び備品管理簿の整理を行った。 今後は奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努める。

部局及び所属名		実施年月日	監 査 結 果	措置の内容
			公有財産の台帳登載について 寄付により取得した工作物について、公有財産台帳に登載されていないものが認められた。 奈良県公有財産規則及び関係通知に基づき、適正に処理されたい。 (注意事項) 内部統制の強化・充実について 今回の監査において、公有財産、備品の管理等について不適正な事務処理が散見された。 事務の執行に当っては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、内部統制の充実に努められたい。 (意見事項)	指摘を受けた工作物について、公有財産台帳に登載した。 今後は奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努める。 事務の執行にあたり関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備して、内部統制の強化充実に努める。
	大和広陵高等学校	平成28年 2月8日	通勤手当の認定について 通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため、1件の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意されたい。 (注意事項)	通勤手当の過払いについては、平成27年12月給与にて相殺、返納を完了し、是正している。 今後は、供用開始道路を常に把握し、より一層慎重な審査に努め、適正な認定事務に努める。
	吉野高等学校	平成28年 1月28日	内部統制の強化・充実について 前回の監査において、内部統制の充実について意見をつけたところであるが、今回の監査においても、支出事務等について不適正な事務処理が散見された。 事務の執行に当っては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の確実な整備に取り組むべきである。 (注意事項)	今後事務の執行に際しては、根拠となる関係法令や規則等の確認を徹底する。また決裁過程において、複数職員による審査体制を強化し内部統制の充実に図れるよう、適正な事務処理に努める。
	二階堂養護学校	平成28年 3月24日	通勤手当の認定について 通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため、3件の過払いが認められた。適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意されたい。 (注意事項) 委託業務の履行確認について 精算を伴う業務委託契約において、履行確認が不十分であったため、支払不足が生じている事例が認められた。 今後は、内部のチェック体制の整備を図り、適正な事務処理に努められたい。 (注意事項)	通勤手当の認定事務において、確認経路に誤りがあり過払いが生じた。最短経路の検証を行い、認定を是正したうえで、過払い分については3月給与で返納させた。 今後は、認定事務についてのチェック体制も強化し、適正な事務執行に努める。 今回注意のあった精算を伴う業務委託契約についての不適切な事務処理が生じたのは、業務の履行確認及び内部のチェックが不十分であったためである。 今後は、チェック機能の強化を図り、適正な事務執行に努める。

ウ 財政的援助団体等

所属名 (所管課名)	実施年月日	監 査 結 果	措置の内容
奈良県土地開発公社 (用地対策課)	平成28年 8月25日	<地域デザイン推進課に対する指摘事項> 用地先行取得に係る変更契約について 街路改良に伴う用地先行取得契約において、県の取得予定期間が経過しているにもかかわらず、契約内容を変更していない事例が認められた。 早急に契約を変更するとともに、今後は、公共用地先行取得に関する協定書及び契約書に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (指摘事項)	県の取得予定期間が経過しているにもかかわらず、契約内容を変更していないものについては、すぐに変更契約を締結した。 今後は、公共用地先行取得に関する協定書及び契約書に基づき、適正な事務の執行に努める。
奈良市場冷蔵株式会社 (マーケティング課)	平成28年 8月25日	経営改善について 奈良市場冷蔵株式会社は平成26年度、平成27年度と2年連続して赤字決算となった。 現在、収入の確保や、更なる経費の削減に取り組み、平成28年度での黒字化を目指しているところであり、引き続き経営改善に努められたい。 (意見事項)	前年度相当の収入の確保とともに、経営改善策の一環として従業員の関係会社への転籍による人件費削減等に取り組んでいる。11月末日時点で平成28年度決算の黒字化は依然厳しい状況であるが、赤字決算脱却に向け引き続き努める。
奈良県大芸術祭実行委員会 (国民文化祭・障害者芸術文化祭課)	平成28年 8月25日	会計処理及び文書管理について 実行委員会における会計事務の執行にあたっては、奈良県大芸術祭実行委員会財務規程（以下「財務規程」という。）に基づいて処理することとされているが、会計手続の不備や契約手続の遅延など、財務規程を遵守していない事例が散見された。 また、文書管理についても、県と実行委員会のものが混在して保管されていたり、収入支出関係書類の根拠となる証拠書類が確認できないものが散見された。 今後は、財務規程に基づき適正な会計処理を行うとともに、適切な文書の保管・管理に努められたい。 (指摘事項) 物品の取得時期について 年度末に大量の物品を購入した事例が認められた。 必要物品の購入に当っては、使用時期等に応じて計画的に購入すべきである。 (指摘事項) 内部統制の強化・充実について 今回の監査において、会計処理の一部に適正とはいえない事務処理が認められた。 事務の執行に当っては財務規程等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど内部統制の充実に努められたい。 (意見事項)	会計処理については、実行委員会財務規定等に基づいて処理するとともに、決裁過程において会計書類を審査するための職員を配置し、関係法令や規則等に基づき処理されているかを確認するなど、チェック体制の整備等による事務処理体制を強化するよう指導した。 また、文書管理についても、適正な文書の保管・管理に努めるよう指導した。 今後の物品取得については、物品購入前に真に必要なものかどうかを数量を含めて精査し、適正な時期に購入するなど、計画的に物品調達を行うよう指導した。 今後の事務執行にあたっては、実行委員会財務規定等に基づいて処理するとともに、決裁過程において会計書類を審査するための職員を配置し、関係法令や規則等に基づき処理されているか十分に確認するなど、チェック体制の整備等による事務処理体制を強化し、内部統制の充実に努めるよう指導した。

所属名 (所管課名)	実施年月日	監 査 結 果	措置の内容
うまし奈良めぐり実行委員会 (観光プロモーション課)	平成28年 8月25日	委託契約の金額の積算及び履行確認について 奈良うまし夏めぐり推進事業等に係る広報宣伝等委託契約において、契約金額の積算が不明確であった。 また、委託業者から提出された業務完了報告書の一部に記載誤りがあり、誤った内容のまま受理されていた。 今後は、委託契約の金額の積算を明確にするとともに、契約書に基づく提出書類の確認を徹底し、適正な履行確認及び完了検査に努められたい。 (注意事項) 内部統制の強化・充実について うまし奈良めぐり実行委員会において、事務局や会計事務処理に関する規程が整備されていなかった。会計手続、事務処理等を適正に行うため、早急に規程を整備する等、内部統制の強化、充実を図られたい。 (意見事項) <観光プロモーション課に対する注意事項> 負担金交付団体から提出された実績報告の確認について うまし奈良めぐり実行委員会から提出された事業実績報告書に添付されている開催概要に記載誤りがあったが、所管課は誤った内容のまま受理していた。 所管課においては、報告書の提出が適切になされるよう団体への指導を徹底するとともに、負担金交付に係る事業の履行について十分な確認を行われたい。 (注意事項)	今後、契約の際は金額の積算が明確になされているかどうか、確認の徹底に取り組む。また、履行確認においては契約内容との照合を実施し、適正な完了検査に努める。 事務局や会計事務処理に関する規程類を整備し、規程に則りながら事務局運営を実施している。 観光プロモーション課よりうまし奈良めぐり実行委員会に対し、適切な事業実績報告書の提出を行うよう指導を実施した。 今後は負担金交付に係る事業の履行について、交付申請内容と相違ないかなどチェックを行い、所管課として十分な確認の徹底に努める。